豊橋市建築指導課との懇談会記録

開催日時　平成 26 年 1 月 22 日　午後 1 時～午後 4 時 30 分
場　　所　豊橋市職員会館 3F 階 302 会議室
出 席 者【豊橋市建築指導課】
鈴木建設部次長、鈴木課長、田口課長補佐、尾崎主査、山田主事、河辺主事
【行政書士会】
市川支部長、青山企画担当副支部長、船間土地利用部副部会長、
新田土地利用部会員

～行政書士会からの要望事項及び質問事項～

■窓口対応の時間帯について
【行政書士会】
窓口が午前中のみの対応であるため、午後にも対応いただけないか。
【建築指導課】
現場確認や審査等の時間が必要なため、従来どおり原則は午前中に相談及び申請をお願いしたい。午後においても必要な場合は対応するが、現場確認等で対応できない場合もあるため事前に電話にて連絡いただきたい。

■窓口のプライバシー確保について
【行政書士会】
建築許可等の相談は個人情報が多いため、カウンターについたて設置、別途相談机を設置等、相談におけるプライバシー確保をしていただけないか。
【建築指導課】
スペースの確保等物理的に難しい点があるが、検討していきたい。

■現地調査依頼について
【行政書士会】
現地調査依頼時に案件ごとに必要添付書類を明確にするなどして（例えば 1 号分家であれば名寄せ、戸籍等）、回答期間の短縮化ができないか。
【建築指導課】
資格者代理人だけでなく、一般の方も現地調査依頼を出すことができるようにしているが、案件ごとに必要資料が異なるため添付資料の明確化は難しい。なお、許可要件判断に必要な資料が依頼時に添付されていれば判断が早くなります。
【行政書士会】
16 号既存宅で平地である等の比較的難易度の低い物件については、行政書士の調査結果とともに写真を添付することで、現地調査省略にしてはどうか。
【建築指導課】
現地調査に行くことで周辺諸条件が把握できるため、現地調査の省略はできない。
【行政書士会】
現地調査依頼の回答をいただけない場合があるため、回答をしたかしないかのチェック体制を整えていただきたい。

【建築指導課】
回答がなかったことは申し訳ありません。今後、このような回答もれがないようにチェックできる体制を整えます。
【行政書士会】
道路位置指定申請においても現地調査依頼が必要か。
【建築指導課】
現地調査において接道要件、隣地の状況等を確認したいため、現地調査依頼を提出していただきたい。事前審査については簡素化する方向で考えている。

■補正内容の書面通知について
【行政書士会】
申請済書類の補正内容について FAX 等の書面にて通知していただきたい。
【建築指導課】
まずは補正がないように申請代理人がよく精査したうえで申請していただきたい。FAX 通知については豊橋市の個人情報セキュリティ関係上難しいので、窓口で補正内容を記した書面を渡す等の方向で考えていきたい。

■許可後の変更について
【行政書士会】
間取り、配置変更が発生した場合変更の方法はどのようにしたらよいか。簡易的に図面の差し替えにて対応していただけないか。
【建築指導課】
現在は許可後の図面差し替えは認めていないため、変更届を提出していただきたい。今後、軽微な変更については差し替え図面に受領印を押すなど効率的な方法にて対応することも考えている。

■関係各課（持ち回り先）一覧について
【行政書士会】
関係各課（持ち回り先）一覧をホームページで公開してはどうか。
【建築指導課】
公開する方向で考える。

■開発許可申請と道路位置指定申請の印鑑、印鑑証明書について
【行政書士会】
開発許可申請と道路位置指定申請の印鑑、印鑑証明書について、取り扱いが統一的でないため、統一できないか。
【建築指導課】
検討する。

■開発審査会について
【行政書士会】
開発審査会の年間スケジュールを決めることはできないか。
【建築指導課】

審査員の予定もあるため難しいが検討してみる。
開催日を決めないメリットもあると思う。

■道路幅員の考え方について
【行政書士会】
許可申請の配置図等に記載する道路幅員の考え方について教えていただきたい。
【建築指導課】
道路幅員について原則は次のとおり。
・境界確定していない場合　現況（道路側溝裏面、As 界等）
・境界確定している場合　　境界（官民境界確定線）
・法面、崖等がある場合　　個別協議を要する。

■2 項道路について
【行政書士会】
2 項道路の判断基準について教えていただきたい。
【建築指導課】
昭和 45 年基準時において 2 軒以上の建ち並びがある幅員 1.8m 以上 4.0m 未満の道路。
【行政書士会】
2 項道路について GIS で表示するなどの計画はありませんか。
【建築指導課】
現在 GIS の準備作業中であり、準備でき次第 GIS に表示できるようになる予定である。
なお、この作業は土木管理課が担当となっている。

～建築指導課からの要望事項～
■現地調査依頼について
現地調査依頼を提出する前に、現地及び関係法規制について十分に事前調査を行ったうえで現地調査依頼を提出していただきたい。
■申請人への説明について
申請代理人として、申請人には申請の必要性、許可の要件、申請の内容等を十分に説明したうえで申請していただきたい。
■申請人や依頼主との来庁について
申請人や依頼主と一緒に申請代理人が来庁するような場合は、事前に連絡いただき、担当と日程調整して来ていただきたい。
■開発の工事監理について
申請の図面と完成現場が合致しないなどの場合があるため、申請代理人の立場としての現場監理をしっかりとやっていただきたい。

～まとめ～
建築指導課として対応できることからやっていきたい。